

1-1

## はじめに

本項では電子申請サービスに関する概要や申請等の流れについて説明します。

# 1. 本書について

本書は、全国健康保険協会の電子申請サービスを利用する「被保険者」の方および「社会保険労務士」の方(一部の申請においては、「被扶養者」の方)向けの操作ガイドです。

操作ガイドでは、電子申請サービスが提供する各サービスの操作の手順について、画面ごとに説明しています。

## 2.本書で使用している記号について

本書では説明のために以下の記号等を使用しています。

記号等	説明
	画面イメージのうち白抜きで強調されている部分が操作の対象となる箇所を表します。
	操作可能なボタン等について説明があることを表します。該当する番号の説明をご確認ください。
<a href="#">&gt;郵便番号と住所の入力へ</a>	操作ガイド上のリンクを押すと、次に操作する手順へ移動します。
	画面の途中を省略していることを表します。
	操作時に注意いただきたい事項があることを表します。必ずご確認ください。
	操作に関する補足事項があることを表します。

### 3.電子申請の概要について

#### 電子申請サービスについて

全国健康保険協会の電子申請サービスでは、現金給付申請をはじめとする健康保険の主要なお手続きについて利用することができます。

「郵送すること」の手間/時間/費用をかけずに、ご自宅や職場のパソコン、またはスマートフォン、タブレットを利用して、オンラインで申請手続きを完了させることができるとなるため、ぜひ「電子申請サービス」をご利用下さい。

#### 電子申請サービスで可能なこと

- 各種申請
- 電子申請後の審査状況確認

## サービス提供時間

電子申請サービスのサービス提供時間(利用可能時間帯)についてご案内します。

**平日 8:00 ~ 21:00**

(平日の上記時間外および土日祝日、年末年始 12/29~1/3 はご利用できません。)

### 留意事項

- 緊急時のシステムメンテナンス等の理由により、サービス提供時間内であってもご利用いただけない場合もあります。

#### システムメンテナンス

ただいまの時間はシステムメンテナンスのため、サービスを一時停止しております。  
ご迷惑をおかけいたしますが、メンテナンス終了までしばらくお待ちください。

#### サービス提供時間

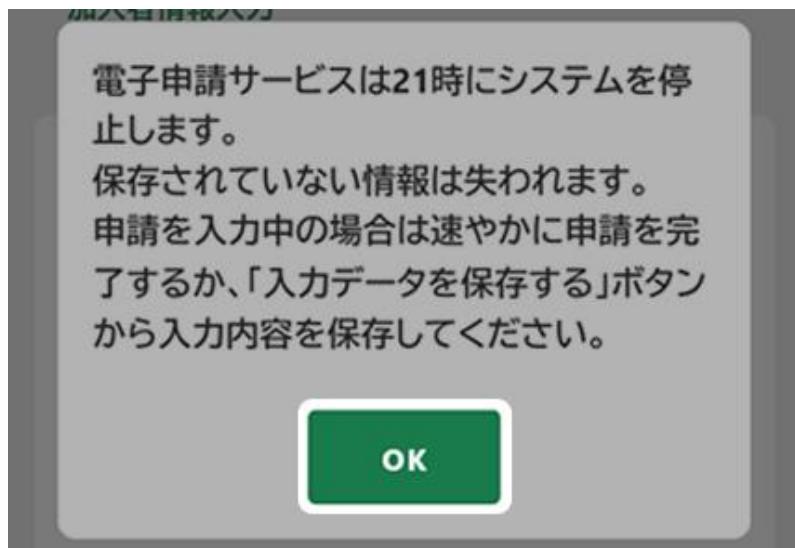
平日 8:00~21:00  
(12月29日~1月3日を除く)

※作業の状況により終了時間が前後することがございますのでご了承ください。

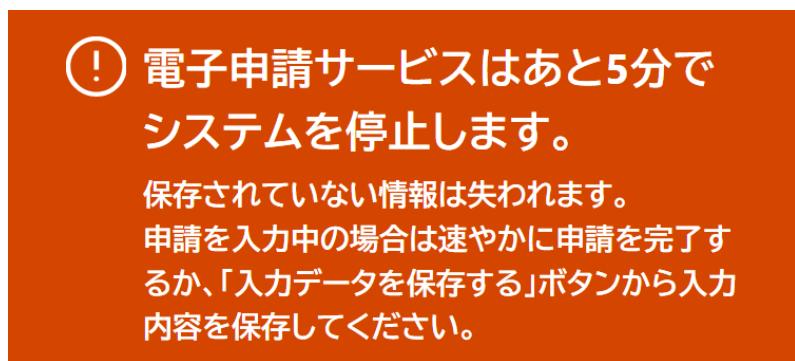
※計画または臨時のメンテナンスのため、上記時間においてもサービスを停止する場合があります。

- 17:15 以降に申請完了した分は翌営業日の受付日扱いになりますのでご注意ください。
- お問い合わせは、ご加入の都道府県支部(社会保険労務士の方は ID 等を発行した支部)へお問い合わせください。  
(船員保険の方は、全国健康保険協会船員保険部へお問い合わせください。)

- 作業中に 21 時を迎えると、システムメンテナンス画面に移行して、入力した情報は保存されませんのでご注意ください。  
(一部の申請では「入力データを保存する」ボタンを押すことで、入力途中のデータを保存することができます。翌営業日以降に、保存した入力データを用いて、入力を再開することができます。)
- 電子申請サービス終了 15 分前になると、メッセージが表示されます。15 分前のメッセージは「OK」ボタンを押して閉じることができます。



- 電子申請サービス終了 5 分前になると、画面上部にメッセージが表示されます。5分が経過した場合は、システムメンテナンス画面が表示され、サービスが終了します。



全国健康保険協会

協会けんぽ

電子申請サービス



傷病手当金支給申請書

## 申請できる方

電子申請サービスは、全国健康保険協会にご加入している(いた)「被保険者」の方および「社会保険労務士」の方が利用可能です。

(一部の申請においては、「被扶養者」の方が利用可能です。)

加入者の場合 >[加入者の方](#) へ

社会保険労務士の場合 >[社会保険労務士の方](#) へ

---

## ●加入者の方

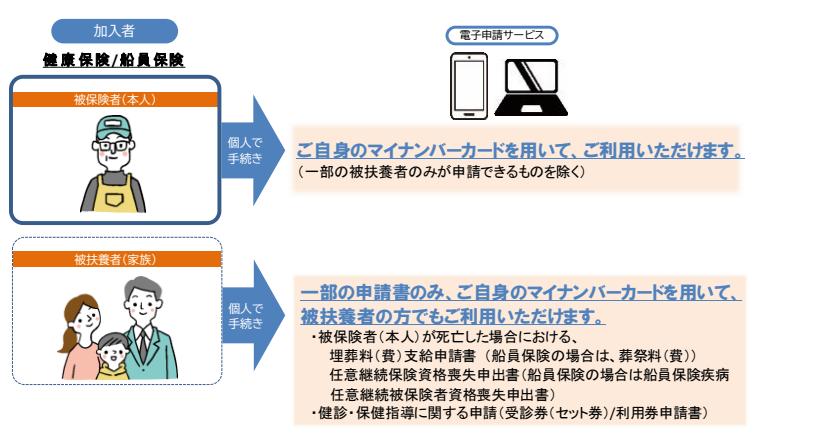
マイナンバーカードを利用して、申請者の健康保険資格情報を取得して申請します。

### 利用できる方

健康保険加入の被保険者(一部の申請のみ被扶養者が申請可)

船員保険加入の被保険者(一部の申請のみ被扶養者が申請可)

※健康保険法第3条第2項(日雇特例)被保険者及びその被扶養者は、電子申請サービスを利用することはできません。



### 留意事項

- 事業主や船舶所有者の方は電子申請することはできません。
- 申請者に代わり、代理人が電子申請を利用することはできません。(社会保険労務士の方は除く)
- すでに資格喪失している資格であっても、当時の資格を選択して電子申請することが可能です。(健診・保健指導に関する申請は不可)
 

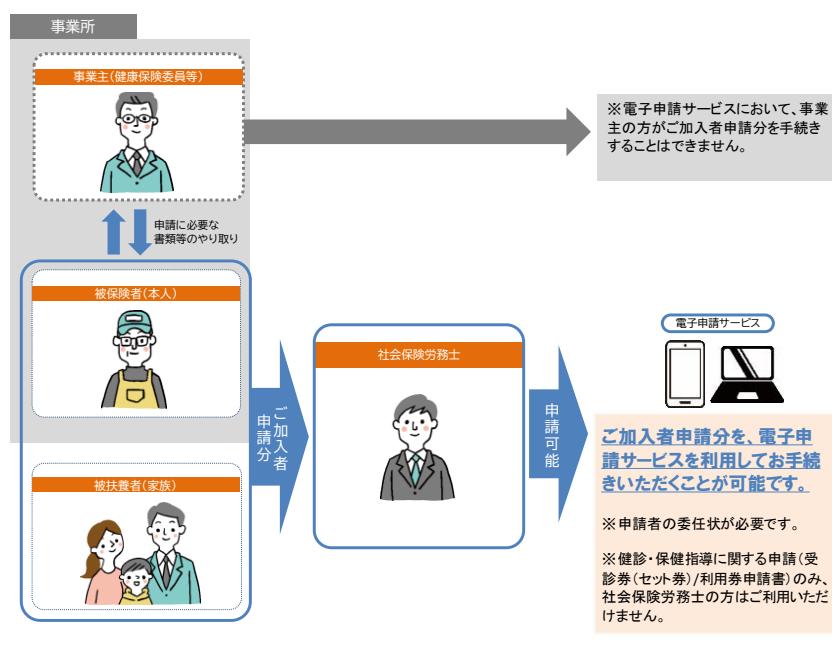
例)以前加入していた資格期間内に作成した治療用装具の申請、  
傷病手当金の資格喪失後の継続給付の申請 など
- マイナ保険証(マイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行っているもの)でなくても、電子申請を行うことは可能です。

## ●社会保険労務士の方

社会保険労務士用のユーザーID/パスワードでログインして申請します。

初めてご利用される場合、事前にユーザーID パスワードの発行手続きが必要です。

発行手続きについて、詳しくは「4-1 利用申請を行う」をご確認ください。



## 留意事項

- 事業主や船舶所有者の方は電子申請することはできません。
- 申請者に代わり、代理人が電子申請を利用することはできません。(社会保険労務士の方は除く)
- すでに資格喪失している資格であっても、当時の資格を入力して電子申請することが可能です。  
例)以前加入していた資格期間内に作成した治療用装具の申請、傷病手当金の資格喪失後の継続給付の申請 など
- 健診・保健指導に関する申請(受診券(セット券)/利用券申請書)のみ、社会保険労務士の方はご利用いただけません。

## 4.電子申請サービスの流れについて

電子申請サービスの利用における流れは以下の通りです。

希望されるお手続きについてご確認ください。

### ●加入者の方

(加入者)

«健康保険の現金給付、証交付、任意継続等に関する申請»		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	<a href="#">2-1</a>
2	利用規約画面	<a href="#">電子申請サービスへのアクセスから申請書を選択するまで</a>
3	メニュー画面	
4	申請書選択画面	
5	資格選択画面 (※1)	2-2 資格を取得・選択する
6	加入者情報入力画面	2-3-1
7	口座情報入力画面 (※2)	«現金給付、証交付、任意継続等に関する申請»編
8	申請情報入力画面 (※2)	①申請内容を入力する
9	添付書類アップロード画面	2-3-1 ②書類をアップロードする
10	入力内容確認画面	2-3-1
11	申請完了画面	③入力内容を確認・申請する

※1 マイナポータルアプリを経由して資格情報を取得

※2 一部申請を除く

(加入者)

«健康保険の健診・保健指導に関する申請»		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	2-1 電子申請サービスへのアクセスから申請書を選択するまで
2	利用規約画面	
3	メニュー画面	
4	申請書選択画面	
5	資格選択画面 (※1)	2-2 資格を取得・選択する
6	申請情報入力画面	2-3-2 «健診・保健指導に関する申請»編 ①申請内容を入力する
7	入力内容確認画面	2-3-2 ②入力内容を確認・申請する
8	申請完了画面	

※1 マイナポータルアプリを経由して資格情報を取得

(加入者)

«船員保険に関する申請»		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	2-1 電子申請サービスへのアクセスから申請書を選択するまで
2	利用規約画面	
3	メニュー画面	
4	申請書選択画面	
5	資格選択画面 (※1)	2-2 資格を取得・選択する
6	申請書/添付書類アップロード画面	2-3-3 ①書類をアップロードする
7	入力内容確認画面	2-3-3

8	申請完了画面	②入力内容を確認・申請する
---	--------	---------------

※1 マイナポータルアプリを経由して資格情報を取得

(加入者)

※保存データを利用して申請する※1		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	2-3-1
2	利用規約画面	※現金給付、証交付、任意継続等に関する申請※編
3	メニュー画面	④保存データを利用して申請する
4	申請書選択画面	
5	資格選択画面 (※2)	2-3-2
6	保存データアップロード画面	※健診・保健指導に関する申請※編 ③保存データを利用して申請する ※2

※1 «船員保険に関する申請»は保存データを利用した申請は不可

※2 マイナポータルアプリを経由して資格情報を取得

(加入者)

※審査状況を確認する※1		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	3-1
2	利用規約画面	電子申請サービスへのアクセスから審査状況の確認まで
3	メニュー画面	
4	資格選択画面 (※2)	3-2
5	審査状況確認画面	協会電子ポストを確認する ※3

※1 «船員保険に関する申請»は審査状況確認画面の利用不可

※2 マイナポータルアプリを経由して資格情報を取得

※3 «健康保険の健診・保健指導に関する申請»は電子ポストの利用不可

## ●社会保険労務士の方

(社会保険労務士)

«健康保険の現金給付、証交付、任意継続等に関する申請»		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	4-2 ログインする
2	ログイン画面	
3	メニュー画面	2-1 電子申請サービスへのアクセスから申請書を選択するまで
4	申請書選択画面	
5	加入者情報入力画面	2-3-1
6	口座情報入力画面 (※1)	«現金給付、証交付、任意継続等に関する申請»編
7	申請情報入力画面 (※1)	①申請内容を入力する
8	添付書類アップロード画面	2-3-1 ②書類をアップロードする
9	入力内容確認画面	
10	申請完了画面	③入力内容を確認・申請する

※1一部申請を除く

## (社会保険労務士)

«船員保険に関する申請»		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	4-2 ログインする
2	ログイン画面	
3	メニュー画面	2-1 電子申請サービスへのアクセスから申請書を選択するまで
4	申請書選択画面	
5	申請書/添付書類アップロード画面	2-3-3 ①書類をアップロードする
6	入力内容確認画面	2-3-3
7	申請完了画面	②入力内容を確認・申請する

## (社会保険労務士)

«保存データを利用して申請する»※1		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	4-2 ログインする
2	ログイン画面	
3	メニュー画面	2-1 電子申請サービスへのアクセスから申請書を選択するまで
4	申請書選択画面	
5	保存データアップロード画面	2-3-1 «現金給付、証交付、任意継続等に関する申請»編 ④保存データを利用して申請する

※1 «船員保険に関する申請»は保存データを利用した申請は不可

## (社会保険労務士)

«審査状況を確認する»※1		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	3-1 電子申請サービスへのアクセスから審査状況の確認まで
2	ログイン画面	
3	メニュー画面	3-2
4	審査状況確認画面	協会電子ポストを確認する

※1 «船員保険に関する申請»は審査状況確認画面の利用不可

## (社会保険労務士)

«社会保険労務士による利用申請(ID/パスワード)»		
手順	電子申請 画面名	本書掲載箇所
1	トップ画面	4-1 利用申請を行う
2	利用規約画面	
3	利用申請入力画面(社会保険労務士)	
4	利用申請入力内容確認画面(社会保険労務士)	
5	利用申請完了画面(社会保険労務士)	